

市第8号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年5月24日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に改め、「及び全出力200キロワットを超えるもの」を削り、「いう。以下同じ」を「いい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ」に改め、同項第1号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第14条の2第1項第5号中「急速充電設備」を「コネクタ」に

改め、同項第6号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第10号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第12号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第15号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 急速充電設備のうち、分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第14条の2第2項ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- (2) 分離型のものの充電ポスト

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備（この条例による改正後の横浜市火災予防条例第14条の2第1項に規定する急速充電設備をいう。）に係る位置、構造及び管理の基準については、なお従前の例による。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を改めるため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（急速充電設備）

第14条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動

車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロ

ワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ

充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。

以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) （^{きょう}）筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

（第2号から第4号まで省略）

- (5) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

- (6) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れない接続部がようにする措置を講ずること。

（第7号から第9号まで省略）

(10) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、
緊急停止させることができる措置を講
当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操
作することができる箇所に設けること。

(11) 急速充電設備と電気自動車等
自動車等の衝突を防止する措置を講ずる
 こと。

(12) コネクター (充電用ケーブルを電気自動車等に接続するため
の部分をいう。以下この号において同じ。) について、操作に
伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネク
ターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(第13号及び第14号省略)

(15) 急速充電設備のうち、蓄電池を内蔵しているものにあつては
 、当該蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) に
ついて次に掲げる措置を講ずること。

(アからエまで省略)

(16) 急速充電設備のうち、分離型のもの にあつては、充電ポスト
に蓄電池 (主として保安のために設けるものを除く。) を内蔵
しないこと。

(17)
(16) (本文省略)

(18)
(17) (本文省略)

2 屋外に設ける急速充電設備 (全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。) にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保
たなければならない。ただし、次に掲げるもの にあつては
不燃材料で造り、又は覆われた外
壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(1) 不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに

市第8号

面するもの

(2) 分離型のものの充電ポスト

(第3項省略)